

重点点検分野に係る 関係府省の自主的点検結果(調査票)

【分野名】持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目	検討内容の詳細	調査票番号
①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参加の促進	a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画を促し又は容易にするための取組	1 ~ 12
②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組	13
	b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組	14 ~ 18

【調査票一覧】

① 国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参加の促進

a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画を促し又は容易にするための取組

<総合的な取組>

- | | |
|---|---------|
| 1 人口減少下における長期的な国土管理方策の検討 | 【国土交通省】 |
| 2 多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化 | 【国土交通省】 |
| 3 地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援 | 【環境省】 |
| 4 地域生物多様性保全活動支援事業 | 【環境省】 |
| 5 地域連携保全活動の推進・「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」 | 【環境省】 |
| 6 「国連生物多様性の10年」推進事業 | 【環境省】 |

<里地里山等に関する取組>

- | | |
|---------------------|---------|
| 7 里地里山保全活動支援業務 | 【環境省】 |
| 8 森林・山村多面的機能発揮対策 | 【農林水産省】 |
| 9 協定締結による国民参加の森林づくり | 【農林水産省】 |
| 10 多面的機能支払交付金 | 【農林水産省】 |

<都市に関する取組>

- | | |
|---------------|---------|
| 11 集約型都市構造の実現 | 【国土交通省】 |
|---------------|---------|

<環境的に持続可能な交通システム等に関する取組>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 12 環境的に持続可能な交通（EST）の普及展開 | 【警察庁、国土交通省、環境省】 |
|--------------------------|-----------------|

② 環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

13 戦略的環境アセスメント（SEA）に関する取組 【環境省】

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

14 環境影響評価制度の着実な運用に関する取組 【環境省】

15 環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組 【環境省】

16 環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進 【環境省】

17 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 【環境省】

18 風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業 【環境省】

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	人口減少下における長期的な国土管理方策の検討		
施策等の目的・概要	<p>人口の低密度化と地域的偏在は、農地・森林等の国土管理を担う人材及び資金の確保に影響を及ぼし、管理放棄地の増大や管理水準の低下をもたらすことが懸念される。</p> <p>このような中、国土を健全な状態で管理し続けていくためには、重要な国土管理を優先的に実施するとともに、少ない資源投入で効率的・効果的に国土を管理していくことが重要となることから、この考えに基づいた国土管理を実行するための方策について検討する必要がある。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度・平成27年度は、上記の考え方に基づいた試行を行う地域(長野県佐久穂町崎田区、長崎県対馬市志多留地区の2地域)及び地域活動を行う団体(各地域1団体)を選定し、地域団体と地域住民が連携して、土地利用についての計画や方針を策定した上で、地域で選択した作物の栽培等の土地の管理の試行を行った。</p> <p>本調査はあくまでも2地域に限られた期間(約1年半)での調査に過ぎないが、地域住民による地域の土地利用の選択を行う際の課題の解決策について、一定の示唆(例えば、科学的データを提示することが住民の合意形成のツールとなりうるという示唆等)を得ることができた。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 12,998千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 9,298千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 122,968千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>平成27年8月に策定された新たな国土形成計画及び国土利用計画では、防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」と、開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の特性や条件を踏まえて最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」を推進する必要があるとされている。加えて、これらの取組を進めるにあたっては、国民参加による国土管理(多様な主体による国土の国民的経営)がより一層重要であると位置づけられている。</p> <p>それらを踏まえ、平成28年度以降は、平成26・27年度に行った地域住民が土地利用の計画や方針を策定するための課題の整理と、その解決策についての検討結果も活用しつつ、「複合的な施策」と「国土の選択的な利用」を推進するための方策を検討することとしている。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①②</p> <p>平成26年度・平成27年度の調査は、具体の2地域での土地利用についての計画や方針の策定と土地の管理の試行を実施したが、その実施にあたっては、地域のNPOや地域住民等の多様な主体が連携して検討を行うとともに科学的知見を有する有識者等から助言を受けることのできる体制づくりや、継続性を重視した取組を実施した。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化		
施策等の目的・概要	国土交通分野でこれまで取り組んできた海の再生、緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働をさらに推進することにより、生態系ネットワークの充実強化に取り組む。		
施策等の実施状況・効果	<p>国土交通分野において、多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組を実施した。具体事例は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国海の再生プロジェクト」による、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における関係省庁・自治体で構成される再生推進会議を通じ、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、下水道高度処理の導入、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。平成26年6月に「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定。また、平成28年3月に海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等(計9団体、210名)が参加した「海の再生全国会議」を開催。 ・「東京湾再生官民連携フォーラム」における東京湾再生に関する多様な関係者との連携協働の推進。平成27年5月に新たなプロジェクトチーム「東京湾再生のための行動計画の指標の活用PT」を発足。また、同年10月に東京湾の環境への関心を喚起するイベント「東京湾大感謝祭2015」(来場者数88,000人)を開催。 ・都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進。 ・円山川におけるコウノトリの再生等、地域の多様な主体(自治体、市民、農業関係等)と連携した生態系ネットワーク形成の取組の先進事例を検証し、そのノウハウを基に、他地域へ展開。まずは野田市を始めとする関東地域においてネットワーク形成に向けた取組を推進。目標設定初年度にあたる平成26年度時点では、対象水系のうち、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標を決定している割合は38%となっている。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(当初予算): 5,161,643,000千円の内数 平成27年度(執行ベース): 5,788,710,000千円の内数 平成28年度(当初予算): 5,776,692,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	引き続き、国土交通分野において、国連生物多様性の10年(UN-DBJ)の枠組みも活かしつつ、「生物多様性国家戦略」や「国土交通省環境行動計画」に基づき、自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組み・検討を進める。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	①②④ 上記「施策等の実施状況・効果」にて記載したとおり、海や都市、河川、国土政策等の各分野を中心として、事業横断的かつ多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組・検討を進めているところである。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画(地方公共団体実行計画:区域施策編)の策定・推進支援		
施策等の目的・概要	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画区域施策編(以下「区域施策編」という。)に基づく多様な主体による低炭素まちづくりの推進のため、区域施策編の策定促進及びその内容充実を図るべく、ソフト、ハード両面において支援を行う。具体的には、ソフト面では、「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」(以下「住民参加モデル事業」という。)や「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」(以下「実行計画基盤整備事業」という。)を実施。ハード面では各種委託事業等や「先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業)」(以下「グリーンプラン・パートナーシップ事業」という)で実行計画に位置づけられた事業への財政的支援を行い、モデル的な取組として普及に努める。		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度は、ソフト面では、住民参加モデル事業※を全国8か所(継続8件)、実行計画基盤整備事業にて地方公共団体職員を対象とした研修会である低炭素塾(全国版全5回(第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催。))、施行状況調査を実施。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、33件(全て新規)の事業化計画策定・FS調査、35件(全て新規)の設備導入事業の支援を実施。※平成26年度で終了。</p> <p>平成27年度は、ソフト面では、実行計画基盤整備事業にて地方公共団体職員を対象とした研修会である低炭素塾(全国版全5回(第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催。))、地域版全9回(モデル地域4か所で1か所当たり2~3回の開催。)、施行状況調査を実施。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、25件(全て新規)の事業化計画策定・FS調査、29件(新規12件、継続17件)の設備導入事業の支援を実施。</p> <p>平成28年度は、ソフト面では、実行計画基盤整備事業にて地方公共団体職員を対象とした研修会(全国約7か所、地域版約5か所においてモデル開催)、施行状況調査を実施する予定である。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、14件の設備導入事業(全て継続)の支援を実施する予定である。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 2,945,000 (の内数)</p> <p>平成27年度(執行ベース): 1,535,597 (の内数)</p> <p>平成28年度(当初予算): 2,556,000 (の内数)</p>		
今後の課題・方向性等	<p>区域施策編の策定率は着実に増加している。一方、日本の約束草案を踏まえ、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が閣議決定されたところであり、自治体へ当該計画に即した地方公共団体実行計画となるようソフト及びハードの両面から働きかけていく。また、今後も各種研修や施行状況調査による自治体へのフィードバックを行っていく。</p> <p>(参考:区域施策編策定状況(平成27年10月1日現在) 法令上策定を義務づけられている都道府県及び特例市以上の市:97.4% 特例市未満の市町村:16.9%)</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①②④ 実行計画基盤整備事業による情報面での支援やグリーンプラン・パートナーシップ事業による財政面の支援等を通じ、多様な主体が参画する地域づくりを促進するための環境の構築にハード・ソフト両面から努めている。 また、今後地方公共団体等が実証事業の結果の活用を検討することを想定し、CO2削減効果、事業性、採算性、波及性、地域への貢献性等を分かりやすく取りまとめて公表することにより、多様な主体が継続的に共有・活用できるような基盤整備を行った。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	地域生物多様性保全活動支援事業		
施策等の目的・概要	<p>生物多様性は地域毎に固有の特徴を有しており、地域固有の生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながるため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援する。</p> <p>①地域生物多様性保全活動支援事業(委託) 生物多様性に関する法律に基づく計画等の作成及び法定計画に基づく先進的かつ効果的な取組の実証を委託事業として実施する。</p> <p>②生物多様性保全推進支援事業(交付金:国費1/2以内) 地域の協議会が実施する、希少野生動植物の保全、外来生物による生態系への影響等の軽減・防止、生物多様性保全上重要な地域での活動など、全国的な観点から必要性の高い事業を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成25年度は、委託事業31件、交付金事業23件を採択し、事業を実施した。 平成26年度は、委託事業11件、交付金事業27件を採択し、事業を実施した。 平成27年度は、交付金事業25件を採択した。</p> <p>※委託事業は、平成25年度行政事業レビューの結果を踏まえ、平成27年度からすべての事業を廃止した(ただし、平成25年度からの継続事業に限り平成26年度も実施した)。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 120,444千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 73,705千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 75,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>・平成28年度より、本事業は「新しい日本のための優先課題推進枠」に位置づけられたため、支援期間を原則2年間とし、支援期間の延長については慎重な判断を行い、歳出改革に努める。</p> <p>・支援メニューについては、引き続き効果的・効率的な事業の実施に努め、地域における生物多様性の保全に関する活動を促進していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>① 交付金事業については平成26年度から支援メニューを見直し、国が優先的に対策すべき事業を対象としたところであり、効果的・効率的な事業の実施に努めた。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5	府省名	環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	地域連携保全活動の推進・「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」		
施策等の目的・概要	<p>地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するため、</p> <p>①活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運醸成・支援を図る。</p> <p>②多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会の活動や多様な主体による連携・協力のあっせん等を行う地域連携保全活動支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。</p> <p>③地域における森里川海を豊かに保ち、その恵みを将来世代にひきつぐ取組を推進するとともに、これらの取組を国民全体で支える社会づくりを目指し、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業、NPO/NGO及び自治体を対象とした生物多様性地域セミナーを平成26年度に全国3箇所で開催した。 ・平成25年度以降、生物多様性地域連携促進法に基づく協議会が設立され、全国13箇所地域連携保全活動計画が作成されるとともに、全国12箇所支援センターが設置された。 ・平成26年度及び平成27年度に地方自治体間での意見交換会の開催を行った(計2回)。 ・生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、これらの情報を発信した。 ・つなげよう、支えよう森里川海プロジェクトにおいて、中間とりまとめの作成及び公開シンポジウムを行うとともに、普及啓発にむけ全国約50箇所で開催、ウェブサイトやパンフレットを通じた情報発信等を行った。 		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 13,916千円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): 77,471千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 85,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動支援センターの設置は、施行後、年々増加しており、全国的に取組が進展してきている。ただし、地域連携保全活動計画の作成については、平成25年度行政事業レビューの結果を踏まえ、地域生物多様性保全活動支援事業(委託)が廃止となり予算的な支援がないため、計画策定に向けた動きが鈍化していることから、ウェブサイトによる情報発信や地方自治体間で情報交換ができる意見交換会を開催することにより、引き続き、全国各地で取組が一層進むよう努める。 ・また、本法附則第3条第1項に基づき、施行5年後(平成28年度)において、施行状況を評価し、見直しの必要性についての検討を行う。 ・つなげよう、支えよう森里川海プロジェクトにおいて、森里川海をつなぎ持続的にその恵みを得られるような管理のあり方を経済・社会システムに組み込むことを目指し、先進的な地域と連携し、具体的な手法と仕組みづくりの検討を進める。 		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>① 生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、これらの情報発信するとともに、自治体間で情報交換ができる意見交換会を開催し、全国各地で地域の多様な主体の連携による取組が進むよう情報の提供・共有に努めた。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6	府省名	環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	「国連生物多様性の10年」推進事業		
施策等の目的・概要	<p>国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めており、また、日本は生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)議長国として、COP10の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められている。愛知目標の実現に向けて、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化を目指し、愛知目標の実現を着実に推進していく。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月から、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。 ・平成27年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催した(約180名参加)。 ・国連生物多様性の10年や生物多様性に関する日本の取組について普及啓発を行うための資料・広報ツール等を制作している。 ・国連生物多様性の10年の中間年にあたり、UNDB-Jのこれまでの取組の成果と課題を中間評価として取りまとめた。また、後半5年間のUNDB-J及び委員の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて、UNDB-Jの運営部会や幹事会、中間年フォーラム等にて幅広く意見交換を実施した。 ・平成27年度までに79件の推奨する連携事業を認定した。 		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 15,525千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 15,452千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 14,838千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成23年度より実施しており、自治体や企業の取組、推薦図書の普及、推奨する事業の認定、イベント等への出展等、活動が拡大の傾向にあり、一定の成果が得られている。</p> <p>一方で、委員の取組を通じた主流化の一層の促進、セクター間の連携の強化、社会的発信力の強化、2020年のゴールイメージが不明確なこと等の課題があったため、それらを平成27年度に中間評価としてまとめた。平成28年度中に中間評価としてまとめた課題と今度の方向性をもとに、後半5年間のロードマップを作成し、更なる取組の促進を図っていく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①② 委員である国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)で実施する「にじゅうまるプロジェクト」と連携し、地域での取組の状況把握に努めるとともに、推奨する連携事業の認定を行うことにより、先進事例について多様な主体が共有・活用できるよう努めている。また、平成27年度には、多様な主体の連携強化に向けて、事業者やNPO等の多様な主体による意見交換等の機会として中間年フォーラムを開催し、ここでの意見はロードマップに反映させることとしている。平成28年度以降は地域フォーラムを開催し、引き続き、多様な主体の連携強化に向けて、意見交換等の機会を設けることとしている。</p> <p>④ 事業者による取組も含め、先進的な取組はUNDB-Jが推奨する認定連携事業に認定し、積極的な広報を展開することで評価・支援している。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	里地里山保全活動支援業務		
施策等の目的・概要	里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティアなどの活動団体等を主たる対象として、専門家を交えた実践的な保全再生計画づくりや作業技術を向上させるための技術研修会等を開催し、保全活動における課題や技術的方策を整理し、情報発信等を行うことを目的として実施。		
施策等の実施状況・効果	平成25年度は、里なび研修会を全国5箇所で開催した。また、里地里山保全活用に関するウェブサイトにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。 平成26年度及び平成27年度は、環境省ウェブサイト上で活動団体や活動場所の紹介や、生態系管理などに関する専門家の人材の登録・紹介を行った。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	0千円	
	平成27年度(執行ベース):	0千円	
	平成28年度(当初予算):	0千円	
今後の課題・方向性等	当該施策を平成19年度より実施した結果、開催地における保全活動に対し、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携などの効果が得られたことから、平成25年度をもって終了した。 今後は、保全活動への参加者数の増加や自治体、大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップなどが図られるよう、これまでの情報の更新を含め、引き続き、広報活動を進めていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	①② 環境省ウェブサイト上で、活動団体や活動場所の紹介、生態系管理などに関する専門家の人材の登録・紹介を行っている。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	林野庁
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	森林・山村多面的機能発揮対策		
施策等の目的・概要	森林の有する多面的機能の発揮に向け、適正な森林整備・保全を図ることが必要だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化している。このため、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化に向け、山村における地域活動に対する支援を実施する。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度は、交付金事業により、約1,700の活動組織の活動計画が採択され、各地域において森林整備や森林資源の利活用、森林環境教育等が実施された。 平成27年度は、交付金事業により、各地域において森林整備や森林資源の利活用、森林環境教育等が実施された。 平成28年度は、交付金事業により、各地域において森林整備や森林資源の利活用、森林環境教育等が実施する予定。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):2,544,167		
	平成27年度(執行ベース):(集計中)		
	平成28年度(当初予算):2,462,105		
今後の課題・方向性等	本事業は平成25年度から実施しており、地域住民等による森林整備等の活動の活性化につながっている。このような支援策を引き続き実施し、森林の有する多面的機能や山村の活性化を図っていくことが重要である。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	①本事業は、事業者やNPO、自治会、森林所有者等様々な主体が参画することを促す施策である。 ②本事業の事業採択に当たっては、地域の多様な者で構成されていること等を優先して審査することとしている。 ④本事業は自然環境の保全や利用に資するものであり、優良な事例等は事例発表会やHP等で紹介しているところである。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	協定締結による国民参加の森林づくり		
施策等の目的・概要	<p>豊かな自然環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供し、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりの推進に寄与するものである。</p> <p>「協定締結による国民参加の森林づくり」は、活動目的に応じて以下の6種類がある。</p> <p>①ボランティア団体等が自主的な森林づくり活動を行う「ふれあいの森」</p> <p>②企業等が社会的責任(CSR)活動を目的とした森林づくり活動を行う「社会貢献の森」</p> <p>③地域の協議会等が木の文化を後世に継承していくための森林づくり活動を行う「木の文化を支える森」</p> <p>④学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」</p> <p>⑤民間団体等が森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動を行う「多様な活動の森」</p> <p>⑥民間団体等がそれぞれの地域や森林の特色を活かした森林管理の実施を目的とした森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクトの森」</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年度末では「ふれあいの森」140箇所、「社会貢献の森」137箇所、「木の文化を支える森」24箇所、「遊々の森」168箇所、「多様な活動の森」59箇所、「モデルプロジェクトの森」17箇所で合計545箇所を設定しており、前年度から全体として14箇所増加するなど、国民参加の森林づくり活動が広まっている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): なし</p> <p>平成27年度(執行ベース): なし</p> <p>平成28年度(当初予算): なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成11年度から実施しており、年々その実施箇所は増えている。今後も要望に応じて国有林野のフィールドを提供していく予定である。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>①国、NPO、地域の協議会等の3者以上が連携を図りながら森林環境教育、森林整備等の活動を行っている事例があり、今後も引き続き同様の取組を実施していくこととしている。</p> <p>②有識者からなる審議会を開催し、活動団体へ森林づくり活動についての助言を行うことによって森林づくりが円滑に実施されるように取り組んでいる事例もあり、今後も引き続き同様の取組を実施していくこととしている。</p> <p>④高い活動意欲はあるものの、活動経験が少ない事業者に対しては森林づくり活動に際して技術指導・支援を行っており、今後も引き続き同様の取組を実施していくこととしている。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	多面的機能支払交付金		
施策等の目的・概要	<p>農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受している。</p> <p>しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にある。</p> <p>このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対して支援する。</p> <p>1)農地維持支払 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。</p> <p>2)資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度は、農地維持支払は全国約196万haの農用地を対象に約2万5千組織、資源向上支払は全国約179万haの農用地を対象に約2万1千組織が活動を実施し、地域資源の適切な保全管理に向けた取組が行われている。</p> <p>・平成27年度(平成28年1月末時点)は、農地維持支払は全国約218万haの農用地を対象に約2万8千組織、資源向上支払は全国約193万haの農用地を対象に約2万3千組織に取組が拡大しており、地域資源の適切な保全管理に向けた取組が行われている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):41,897,940千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):45,296,268千円</p> <p>平成28年度(当初予算):46,750,500千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策のスタートから5年目を目途に施策評価を実施することとしており、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策への反映を行うこととしている。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>① 資源向上支払においては、地域住民をはじめ自治会、女性会、子供会等が参画した活動組織が行う共同活動に対して支援を行うものとしており、その活動組織数、取組面積ともに着実に拡大している。</p> <p>② 平成27年度の法律施行に合わせて定めた国の基本指針において、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県等において整備する必要がある旨を規定し、都道府県単位などで当該体制を整備し、地域における共同活動の推進を図っている。</p> <p>④ 資源向上支払においては、水質保全、生態系保全、景観形成など農村環境を保全する共同活動の実施を要件とするとともに、県や農政局単位で優良事例表彰等を行い、先進的な取組の積極的な評価や、その横展開を図っている。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	集約型都市構造の実現		
施策等の目的・概要	地方都市や中山間地域では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想される。また、都市の低炭素化を促進していく上では、自動車に過度に頼らない都市構造の実現に向け、都市構造を集約型に転換していくことが施策の最も基本的な方向となる。このため、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成するとともに、都市の低炭素化の実現を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成26年度には、都市機能や居住を誘導・集約するため都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画制度を創設した。 「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、8都市で計画が策定された。 「都市・地域総合交通戦略」策定等に必要な支援を実施し、6地区で計画が策定された。</p> <p>・平成27年度には、立地適正化制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援を実施した。平成27年度末時点で276市町村が同計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち1都市が計画を作成・公表した。 「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、3都市で低炭素まちづくり計画が策定された。 「都市・地域総合交通戦略」策定等に必要な支援を実施し、5地区で計画が策定された。</p>		
施策等の予算額	<p>平成26年度(当初予算): 社会資本整備総合交付金 912,362百万円の内数 コンパクトシティ形成支援事業 253百万円 都市機能立地支援事業 4,000百万円 都市・地域交通戦略推進事業 60百万円</p> <p>平成27年度(当初予算): 社会資本整備総合交付金 901,805百万円の内数 コンパクトシティ形成支援事業 263百万円 都市機能立地支援事業 4,000百万円 都市・地域交通戦略推進事業 500百万円</p> <p>平成28年度(当初予算): 社会資本整備総合交付金 898,332百万円の内数 コンパクトシティ形成支援事業 307百万円 都市機能立地支援事業 2,400百万円 都市・地域交通戦略推進事業 600百万円</p>		
今後の課題・方向性等	今後も引き続き集約型都市構造の実現に向け、市町村による立地適正化計画の作成や同計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	③平成26年度に立地適正化計画制度を創設し、取組を推進している。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12	府省名	警察庁、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進	検討内容の詳細記号	a)土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理(森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等)への参画を促し又は容易にするための取組
施策等の名称	環境的に持続可能な交通(EST)の普及展開		
施策等の目的・概要	環境的に持続可能な交通(EST:Environmentally Sustainable Transport)の推進を自発的に目指す地域に対し、平成16年度から平成18年度にかけて実施したESTモデル事業の成果を情報提供するとともに、地域におけるESTの普及推進のため、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を行う。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より、モデル事業の成果及びその分析・検証結果をデータベース化し、ホームページに掲載。 平成26年度は、「地方EST創発セミナー」を4地域、「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を1地域で開催。「EST交通環境大賞」及び「EST普及推進フォーラム」への後援を継続し行った。 平成27年度は、「地方EST創発セミナー」を3地域、「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を1地域で開催。「EST交通環境大賞」及び「EST普及推進フォーラム」への後援を継続し行った。 平成28年度においてもセミナー等の開催やフォーラム等への後援を通じて、ESTの普及推進を図る。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	なし	
	平成27年度(執行ベース):	なし	
	平成28年度(当初予算):	なし	
今後の課題・方向性等	引き続き、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を通じ、ESTの普及推進を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	a)より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組
施策等の名称	戦略的環境アセスメント(SEA)に関する取組		
施策等の目的・概要	平成23年4月環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書手続が導入された。一方、本一部改正における衆議院環境委員会附帯決議(平成23年4月19日)等において、既に諸外国で導入されている、より上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント(SEA)の制度化に向けた検討を行うことが求められている。このような状況を踏まえ、諸外国における制度の把握など、検討に必要な情報の収集整理を進めるとともに、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を進める。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26・27年度の間、67事業について、配慮書に対し環境大臣意見を提出した。 ・配慮書手続については、自治体の条例又は要綱において順次導入されている(配慮書手続を導入している自治体:22都道府県・12市(平成27年3月31日現在))。 ・諸外国におけるSEAの導入状況、環境アセスメント(EIA)とSEAの法体系、計画策定プロセスとの関係性などを踏まえ、自治体の施策の上位に位置づけられる制度・計画における環境配慮の事例を調査するとともに、SEAの導入に向けた検討を行った。 ・アジアにおいては既にSEAを導入している国もあることから、アジア各国におけるSEAを含めた環境影響評価に係る制度、運用に関して情報の収集・整理を行った。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):51,656(内数)		
	平成27年度(執行ベース):45,869(内数)		
	平成28年度(当初予算):50,730(内数)		
今後の課題・方向性等	配慮書手続等の実績や諸外国の取組などを参考にしつつ、国や地方公共団体における政策形成の実態を踏まえた戦略的環境アセスメントについて、配慮書手続の活用状況も踏まえつつ、引き続き我が国に適したSEAの在り方について検討を行っていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	14	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価制度の着実な運用に関する取組		
施策等の目的・概要	環境影響評価法の対象事業について事業の実情に即して柔軟に運用しつつ、同法による環境保全に十全を期していく。		
施策等の実施状況・効果	<p>平成23年4月の環境影響評価法の改正に伴う対応も含め、以下のとおり環境影響評価制度の着実な運用を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26・27年度の間、109件の環境大臣意見を提出し、配慮書手続や報告書の公表手続等の着実な施行により、事業に対する適正な環境配慮の確保を図った。 ・地方自治体における環境影響評価制度は、47都道府県及び17市において環境影響評価に関する条例が制定されている。これら条例については、方法書手続や準備書手続が設けられるなど環境影響評価法とほぼ同様の手続を規定している。また、環境影響評価条例を制定している全ての自治体においては、有識者からなる審査会を設けている。 ・環境影響評価に必要な情報に一般国民、事業者及び地方公共団体職員等に広く活用されるよう、環境省が運用する「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、情報基盤の整備を進めてきた。平成26・27年度においては、法や条例に基づく配慮書手続の事例集の追加や配慮が必要な動植物の出現生物種情報の整備等を行った。 ・環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、事業者、環境コンサルタント、地方公共団体職員等の実務関係者を対象とした研修を全国各地で実施してきた。 ・風力・地熱発電所の設置や、環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースの事業に係る環境影響評価手続について、従来3～4年程度かかるとされている期間を、風力・地熱発電所の設置については半減、火力発電所のリプレースについては最短1年強まで短縮させることを目指し、事業者が行うべき環境調査の一部を代替するため環境省が調査した環境基礎情報をデータベースとして整備・公表する事業や、国と自治体の審査を並行して行うなどの審査期間の短縮に経済産業省や自治体と協力しながら取り組んだ。 ・東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)において、手続期間の短縮を図りつつ、適切な環境配慮の確保するため、復興整備計画に復興整備事業として位置付けられた土地区画整理事業又は鉄道並びに軌道の建設及び改良の事業について、手続を一段階に集約した環境影響評価法の特例措置を規定。同規定に基づき2事業が進められており、当該事業の環境影響等について、継続的に情報収集、分析している。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):51,656(内数) 平成27年度(執行ベース):45,869(内数) 平成28年度(当初予算):50,730(内数)		
今後の課題・方向性等	引き続き環境影響評価制度の着実な運用を行っていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	⑤ 環境配慮が円滑に進められるようこれまでどおり情報基盤の整備に取り組むべき、との指摘について、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、配慮書手続の事例集の追加等を行った。 ⑥ 当該地域内において行われる事業が少ない等の理由で、環境影響評価に関わる機会が少ない地方公共団体もあることに留意し、国は、環境影響評価に係る事例を地方公共団体に提供する取組を継続していくべき、との指摘について、実務関係者を対象とした研修について、平成26年度からより実務に即した内容にするとともに、開催回数を平成26年度は3回、平成27年度は4回実施した。		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	15	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組		
施策等の目的・概要	環境影響評価法第51条において、「国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努める」とされている。環境影響評価法の改正により配慮書手続きが導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項や主務省令を改正するとともに、技術的手法に関するガイドの作成・見直しを行い、その成果の普及を図る。		
施策等の実施状況・効果	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第60号)による環境影響評価法の改正により、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなった(平成27年6月1日施行)。これに伴い、平成26年6月27日に、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項(平成9年環境庁告示第87号)を改正した。これを踏まえ、環境影響評価法の対象事業種ごとの主務省令が改正された(平成27年6月1日施行)。あわせて、基本的事項の改正を踏まえ、事業者が環境影響評価の際に参考とする調査等の手法や環境保全措置の内容について、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」を作成し、平成27年3月30日に公表した。 また、最新の知見を反映するため、既存の「大気・水・土壌・環境負荷」「生態系」「自然とのふれあい」に関する技術ガイドについても平成27年度に見直しに係る検討を行った。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 25,050(内数)		
	平成27年度(執行ベース): 24,710(内数)		
	平成28年度(当初予算): 37,625(内数)		
今後の課題・方向性等	既存の技術ガイドに最新の知見を反映させるとともに、適切な環境影響評価が行われるよう、知見の蓄積を図り、環境影響評価の技術的手法の研究・開発や見直しを行い、その成果の普及に努めることにより、環境影響評価に必要な技術の向上を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	16	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進		
施策等の目的・概要	環境影響評価法の対象外である事業についても、事業の計画・実施に際しての環境配慮が促進される方策を検討する。		
施策等の実施状況・効果	<p>・法令等の対象とならない事業や事業活動について、事業者による自主的な環境配慮の取組を支援し、促進するために、参考となる様々な事例をとりまとめた「自主的な環境配慮の取組事例集～環境配慮で三方一両得～」を、平成27年6月に公表した。</p> <p>・東日本大震災以降の電力ひっ迫状況や電力システム改革等の電力をめぐる動向を背景に、近年、環境影響評価法の対象規模未満、特に、第2種事業の規模要件である11.25万kWをわずかに下回る程度の小規模火力発電所の設置等の事業・計画が急増している。そのため、事業者自らが実行可能な範囲で実態に即した環境保全対策を検討する際の、また、自治体業務の参考となるよう、優良で先進的な環境保全に関する技術事例を収集・整理し、とりまとめた「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」を、平成26年10月に公表した。また、ガイドライン(事例とりまとめ)の活用状況や改善すべき点などのフォローアップに関し具体的な検討を行うため、検討会を開催した。</p> <p>・さらに、小規模火力発電等の環境保全対策について、様々な観点から総合的に検討を行うため、平成27年度に検討会を開催し、課題・論点についてとりまとめ、その後の検討を踏まえ、「望ましい自主的な環境アセスメントの実務集」(仮称)を今後作成することとした。</p> <p>・環境影響評価法の対象ではない太陽光発電について、地域の環境への影響について懸念されるケースも見受けられることから、大規模な太陽光発電事業に伴う環境保全上の問題への対応を検討している自治体の職員の参考となるよう、自治体の取組事例集を、平成27年度に作成し、地方自治体等に周知した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):151,492(内数) 平成27年度(執行ベース):62,116(内数) 平成28年度(当初予算):59,879(内数)		
今後の課題・方向性等	小規模火力発電所について「望ましい自主的な環境アセスメントの実務集」(仮称)を作成し周知する。また、法対象となっていない事業についても情報の収集に努めるとともに、自主的な環境配慮の取り組みや住民との情報交流等に関する情報収集・整理し、環境配慮の取組に活用されるよう周知し、国内において自主的な環境配慮の取り組みが促進される方策について引き続き検討して行く。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業		
施策等の目的・概要	<p>東日本大震災を契機として、低炭素社会の構築に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められている。一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電(以下「風力発電等」という。)については、騒音、動植物(バードストライク等)、景観及び温泉等への環境影響が懸念されている。</p> <p>風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、環境影響の回避・低減を図るとともに、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。 ・モデル地区として、平成26年度は27か所、平成27年度は15か所を選定し、平成24年度からの累計で86か所で事業を実施した。これらのモデル地区の調査データについて、平成27年度末時点で利用申請に基づくデータ提供を30件実施した。 ・モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報をGISデータとして整備し、検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」にて提供している。平成27年度は、本システムの情報の拡充とGIS情報の一元化など利便性の向上に向けてシステムの改修を行った。 		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	1,030,839	
	平成27年度(執行ベース):	1,047,835	
	平成28年度(当初予算):	888,000	
今後の課題・方向性等	<p>引き続き、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、環境と地元配慮しつつ風力発電等の立地が円滑に進むことに資することに努める。特に、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」については、環境影響評価の手続の各段階において、あらゆる関係者が利用しやすいように、引き続き内容の充実を図るとともに、最新情報への更新を行う。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>⑤ 環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)について、合計で86か所で事業を実施し、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」にて提供している。平成27年度は、本システムの情報の拡充とGIS情報の一元化など利便性の向上に向けてシステムの改修を行った。「環境影響評価情報支援ネットワーク」と併せ、総合的に情報基盤を整備している。</p>		

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	18	府省名	環境省
重点検討項目番号	②環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化	検討内容の詳細記号	b)環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組
施策等の名称	風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業		
施策等の目的・概要	低炭素社会の創出に貢献し、災害にも強い再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化する事例が散見される。そこで、事業者単独ではなく、地方公共団体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進め、環境配慮と両立した再生可能エネルギーの導入を加速化させるような適地抽出の手法を構築する。		
施策等の実施状況・効果	平成27年度においては、風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募し、モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して4地域を選定)において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な適地抽出手法の検討を実施した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): - 平成27年度(執行ベース): 120,165 平成28年度(当初予算): 341,000		
今後の課題・方向性等	引き続き、モデル地域での適地抽出に係る知見の収集に努め、環境や地元配慮しつつ、事業計画が円滑に進捗することに資するガイドの策定を進める。 また、平成28年度からは地熱発電を対象としたモデル地域を追加公募し、風力発電及び地熱発電に係る、より汎用性の高いガイドを策定することとしている。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	該当なし		